

食品衛生トピックス 《2012/12/05》

○組換えDNA技術応用大豆について

厚生労働省は、平成24年12月4日に告示第580号をもって、新たに食品、添加物等の規格基準に規定する安全性審査の手続きを経た大豆についての公表をしました。

《 遺伝子組換え食品の安全性審査とは(厚労省ホームページより抜粋) 》

組換えDNA技術応用食品・食品添加物(いわゆる「遺伝子組換え食品等」)の安全性を確保するために、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査を受ける必要があります。

審査を受けていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法に基づいて禁止されています。

厚生労働省では、組換えDNA技術の応用による新たな有害成分が存在していないかなど、遺伝子組換え食品等の安全性について、食品安全委員会の意見を聴き、総合的に審査をしています。安全性審査で問題がない場合にのみ、遺伝子組換え食品等を製造・輸入・販売することができます。

- ・ 組換えDNA技術応用生物等リストおよび告示内容については、添付したファイルを参照してください。